

(参考資料)

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正平成28年3月30日環境省告示第37号)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
基準値	0.003 mg/l 以下	検出されないこと。	0.01 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.004 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下

項目	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.04 mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下

項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
基準値	10 mg/l 以下	0.8 mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100m ¹ 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100m ¹ 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/1 以下	25mg/1 以下	5 mg/1 以上	5,000MPN/ 100m ¹ 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/1 以下	50mg/1 以下	5 mg/1 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/1 以下	100mg/1 以下	2 mg/1 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/1 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/1 以上	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.001mg/1 以下	0.03mg/1 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.0006mg/1 以下	0.02mg/1 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.05mg/1 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.04mg/1 以下

(2) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保 全及びB以下 の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水及び C以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出されな いこと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全 及びII以下の欄に 掲げるもの (水産2種及び3種 を除く。)	0.2 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に 掲げるもの (水産2種及び3種 を除く。)	0.3 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
III	水産2種 及びIVの欄に 掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09 mg/l 以下

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.01mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵 場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下	0.006mg/l 以下

地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第31号)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン
基準値	0.003 mg/l 以下	検出されないこと。	0.01 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.004 mg/l 以下

項目	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン
基準値	0.1 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下

項目	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
基準値	0.01 mg/l 以下	10 mg/l 以下	0.8 mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下

<用語等の説明>

【環境基準】

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい値として設定する行政上の政策目標です。環境基本法に基づき、大気、水質、土壌、騒音に係る基準が定められています。

【BOD（生物化学的酸素要求量）】

水中の汚濁物質を微生物が分解するときに消費される酸素の量で、値が大きいほど汚れています。

【COD（化学的酸素要求量）】

水中の汚濁物質を化学的に分解するときに必要とする薬剤の量を酸素の量に換算して表したもので、値が大きいほど汚れています。

【75%値】

年間の日間平均値の全データをその値の小さいもの(水質の良いもの)から順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値。(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値。)

例えば、月に1回の頻度で測定を実施し、年間12個の測定データがある場合、水質の良い方から9番目の値（悪い方から4番目の値）を75%値といいます。

【ほう素】環境基準値 1 mg/L 以下

ほう素は、ガラス繊維の原料などに使われており、自然界にも存在する元素で、植物の生長にとって必要な微量元素のひとつです。温泉水や海水中には比較的高い濃度で含まれています。

（毒性等）毒性は弱いものの、高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気等を生じることがあります。

【ひ素】環境基準値 0.01 mg/L 以下

（毒性等）急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されています。慢性の中毒症状としては、砒素の汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

【ふっ素】環境基準値 0.8 mg/L 以下

主として地質や工場排水の混入などに起因し、水中にふっ素イオンが存在します。自然界に広く分布するホタル石はふっ化カルシウムが主成分であるため、温泉地帯の地下水、河川水に多く含まれることがあります。

（毒性等）高濃度の飲料水濃度では、歯や骨へのふっ素沈着が認められ、骨の内部構造変化も引き起こすことが報告されています。

【トリクロロエチレン】環境基準値 0.01 mg/L 以下

機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきた有機塩素系溶剤で、今日では代替フロン原料として多く用いられています。

（毒性等）高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

【テトラクロロエチレン】環境基準値 0.01 mg/L 以下

かつては主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤で、今日では代替フロン原料として多く用いられています。

（毒性等）性状、毒性などはトリクロロエチレンとほぼ同様ですが、トリクロロエチレンよりも代謝されにくく蓄積されやすいといわれています。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】環境基準値 10 mg/L 以下

電気めっきにおける洗浄剤・防錆剤、希土類精鉱の溶解剤、製品の触媒、化学肥料などに使用されています。

（毒性等）高濃度の硝酸・亜硝酸性窒素を含む水の摂取によって、特に乳幼児がメトヘモグロビン血症を発症することがあります。